公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第１５９６号
札幌市厚別区厚別南１丁目11番10―201号
債務者　髙橋　敏文
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５９７号
札幌市厚別区厚別南１丁目11番10―201号
債務者　髙橋　美晴
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６７３号
札幌市豊平区豊平７条８丁目１番23号　キャンパスビル207号
債務者　岩本　健一
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７２６号
札幌市西区発寒８条５丁目２番２―308号
債務者　鈴木　浩之
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７５５号
札幌市南区澄川１条４丁目６番24号　プライムハウス澄川壱番館201号
債務者　松田ゆきの
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７８３号
札幌市東区北25条東12丁目１番30号　スターハイツ101号
債務者　竹石　夕子
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７８４号
札幌市東区北25条東12丁目１番30号　スターハイツ101号
債務者　竹石　若菜
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７９０号
札幌市北区北31条西７丁目５番２号
債務者　宮村　宗純
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８４７号
札幌市白石区川下３条５丁目２番７―502号
債務者　船越　清美
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８５２号
札幌市手稲区前田３条８丁目１番16号
債務者　木村　楓花
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８６０号
札幌市中央区南２条西12丁目323番地８　ロイヤルハイアット1001号
債務者　藤島　勇治
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９１５号
札幌市清田区平岡４条７丁目１番10号　カメリアハイツＡ―103号
債務者　中山　　薫
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９１６号
札幌市清田区平岡４条７丁目１番10号　カメリアハイツＡ―103号
債務者　中山ひづる
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２１１号
釧路市松浦町16番３号
債務者　本間　　尚
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２１５号
釧路市愛国東２丁目４番15号　岡本マンション　１号室、前住所釧路市愛国東１丁目19番12号
債務者　谷川　永恵
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３１７号
岩手県上閉伊郡大槌町上町10番17号　上町第２町営住宅Ｃ－２、前住所岩手県釜石市野田町５丁目14番８号
債務者　佐々木夏美
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部